

### 1. 運用上の配慮について

規則条文だけではその趣旨や具体的事項が分かりにくいことから、誤った運用を避けるために、「運用上の留意点」を充実させるよう、ご検討願いたい。

例)

#### 【実用炉規則第 134 条（事故故障等の報告）】

法第六十二条の三の規定により、・・・ その旨を直ちに、その状況の詳細が判明したときには、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。

事業所では、事故故障等の発生後、初期対応（応急処置を含む。）を含めた一連の対応を終えた後に、不適合処理の一環として、原因の究明、是正処置の計画、是正処置の実施、是正処置の結果報告及び有効性レビューが行われる。また、各工程では、必要な審議体における審議を経て次の工程に移行する。こうした一連のプロセスの中で、規則で要求する報告のタイミングの考え方について解説が必要と考える。

### 2. 法令報告対象について（事業遂行との兼ね合いの観点）

法令報告対象を定める各事業規則の条の中で、2号に該当するもの（以下「2号法令報告事象」という。）は「施設が故障した場合において、事業に支障を及ぼしたとき（実用炉等においては運転停止や出力変動）」となっている。当該法令報告の要求は、あくまでも原子炉等規制法の目的に則り、原子力施設の安全、即ち、原子力施設の事故等に伴う公衆の放射線災害を防止することとの関連において、必要な情報の報告を求めるものであるべきであり、事業遂行への支障の観点での報告要求は、当該法令の目的にそぐわないと考える。

### 3. 法令報告対象について（グレーデットアプローチの観点）

原子力安全に係る指針や規格基準類については、我が国への原子力発電所の導入当初から、実用発電用原子炉（以下「実用炉」という。）を対象として整備が進められ、1999年のJCO事故を契機として、核燃料サイクル施設に対する関係法令の整備や規制強化が進められた。

一方、試験研究炉や使用施設については、更に遅れて、実用炉の応用編として着手されたものと理解している。研究炉、試験炉、使用施設、あるいは廃止措置段階にある原子炉施設等については、その潜在的リスク（インベントリーや内在エネルギー）が実用炉と比較して相当に小さいことを勘案し、前述のように、原子力施設の事故等に伴う公衆の放射線災害の防止との関連において適切な報告要求とすべきである。

以上